

延情個審 第 4 号  
令和 5 年 7 月 26 日

延岡市長 読谷山 洋司 様  
( 審 査 庁 )

延岡市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 佐々木 逸夫

## 答 申 書

令和 5 年 7 月 6 日付け延総務第 184 号により諮問のあった、令和 5 年 5 月 12 日付け行政文書開示決定処分（令和 5 年 2 月 16 日付け延危第 631 号で通知した行政文書の全部開示の決定処分。以下「本件処分」という。）の取消し及び開示されていない文書を全て開示する決定を求める審査請求（事件番号：延総務第 96 号。以下「本件審査請求」という。）について、延岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）として、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとした延岡市長（処分庁）（以下「処分庁」という。）の判断は、妥当である。

### 第 2 審査請求の内容

審査請求人は、本件処分のうち「令和 4 年台風第 14 号被害について：延岡市から宮崎県に送信された全文書及び延岡市が宮崎県から受信した全文書」に係る開示された行政文書について、宮崎県から都城市へのメール文書によれば、被災者生活再建支援法適用関係の協議文書の交信があったことが明白であるが、本件処分では当該文書が開示されていない。また、災害救助法適用に係る協議文書も存在するはずであるが開示されていないことを理由として、延岡市長に対し、本件処分の取消し及び開示されていない文書を全て開示する決定を求めている。

### 第 3 弁明書の要旨

処分庁は、次の理由により「本件審査請求を棄却する」との裁決を求めている。

- 1 開示請求書には「令和 4 年台風第 14 号被害について：延岡市から宮崎県に送信された全文書及び延岡市が宮崎県から受信した全文書」と記載さ

れているだけであり、令和4年台風第14号に関する宮崎県との文書は大量に存在することが予想されたため、審査請求人に対し、電話により開示対象文書を特定する必要がある旨を伝えたが、開示対象文書を具体的に特定する発言がなかった。また、審査請求人が本件審査請求で主張する「被災者生活再建支援法関係の協議文書」については、開示請求書に具体的な記述はなく、電話により確認した際も開示対象とする申出はなかったのである。

- 2 「災害救助法適用に係る協議文書も存在するはずである」旨を主張しているが、根拠が明確ではない。なお、協議文書は存在しないため、行政文書不開示決定をしている。
- 3 開示請求時に開示対象としなかった「被災者生活再建支援法適用関係の協議文書」は、本件処分とは別の部分開示の決定処分により既に開示されていて、審査請求人の主張の一部は既に満たされており、過少開示にはあたらない。
- 4 審査請求人にとっては、開示した文書以外に必要な文書がある場合は、当該文書を特定したうえで新たに開示請求を行えばよいのであって、処分庁は真摯に開示請求に応じるものである。

#### 第4 反論書の要旨

- 1 電話等の口頭で開示請求内容が加除限定されたりした場合は、補正書として文書で確認提出を求める必要があるが、補正書はないため弁明書に記述されている内容の正確性に疑問が生じる。また、「文書が大量であること」、「文書が膨大」、「大量に存在する」との認識にも関わらず、開示された文書の数が少ないように感じる。災害救助法や被災者生活再建支援法の適用に関する文書のみならず、それらの法律の適用後に必要とされた実務の運用状況等に関する文書に限定したとしても、県との間で交わされた文書が他に存在するはずである。
- 2 弁明書において「些末な単なる確認や連絡の文書等まで含めると」と言及しているが、そのような文書等を一方的に開示対象外として開示しないことは延岡市情報公開条例(平成11年条例第25号。以下「条例」という。)第5条に適合しない。
- 3 災害救助法適用関係に係る協議文書については、宮崎県から都城市に対して災害救助法適用プレスリリース案が送付されているように、延岡市に対しても同様の文書が送付されているはずである。
- 4 一般の市民はすべての存在する文書を把握することが難しい点を考慮し、条例第20条第2項の規定により、存在する文書の表題のリスト等の情報提供が必要であるにもかかわらず、現在提供されている情報は不十分である。

- 5 延岡市による開示文書は全て白黒で表示されているが、これは原本の真実性に欠けるという問題を引き起こす。特に手書きで色分けマーキングがされている文書については、その色が情報の重要性を示す可能性があるにもかかわらず、白黒での開示となっているため、カラーコピーを提供するような配慮が必要である。

## 第5 審査庁による調査

令和5年7月10日に開催した延岡市情報公開・個人情報保護審査会において、開示していない文書の存在の有無について、審査庁が実施した調査結果の報告を受けた。報告内容は、次のとおりである。

- 1 審査庁は、令和5年7月5日に開示対象文書の所管課である総務部危機管理課の職員立ち会いのもと、本件処分に係る行政文書開示決定通知書（文書番号：延危第631号）の開示請求に係る行政文書の名称又は内容欄に記載された全項目について、処分庁が開示した文書と同課が保持している文書を突合し、メールボックス、同課が管理する電子データ及びキャビネットに保管しているファイリングフォルダに開示していない文書がないかを調査した。
- 2 調査結果については、次のとおりである。
  - (1) 「罹災証明書の交付状況の日報、日毎の被害種類別交付数の変化がわかる文書、表」に該当する「令和4年台風14号に係る住家の被害認定調査・罹災証明書交付等に関する状況（宮崎県）」の令和4年11月11日時点の表が開示されていなかった。
  - (2) (1)以外にも開示対象となる可能性のある文書が複数確認できたため、処分庁に聞き取りを行ったところによると、「途中段階の報告文書については、最新の文書を開示している」、「審査請求人との電話により特定した開示対象文書の範囲に該当しないとして、開示しなかった」とのことであり、電話での行政文書の特定に際し、不足している文書がある場合は、開示する方向で検討する旨を審査請求人に伝えているとのことであった。

## 第6 審査会の判断

審査会は、審査請求人による審査請求書及び反論書並びに処分庁による弁明書のそれぞれの主張並びに審査庁の調査の結果を踏まえ、次のとおり判断する。

- 1 本件処分の違法性について
  - (1) 処分庁は、条例及び延岡市情報公開条例施行規則（平成12年規則第38号。以下「規則」という。）に基づき、本件処分に係る行政文書開示請求書の提出を受け付け、条例第10条第1項に規定する期限内に全部開示決定を行っており、この点において違法性はない。

(2) 電話による行政文書の特定については、条例第4条に「開示の請求は、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面を実施機関の長に提出してしなければならない」旨が規定され、同条第2項には「実施機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」旨が規定されている。また、規則第4条第1項には「条例第4条第2項の規定による開示請求書の補正の要求を書面で行うときは、行政文書開示請求書補正要求書によるものとする。」と規定されている。いずれにしても、条例及び規則において開示請求書の補正は必ずしも書面によらなければならないとする規定はないため、電話、口頭等により補正を行い、行政文書を特定した点について、違法性はない。

## 2 本件処分の不当性について

(1) 審査請求人が開示請求した「令和4年台風第14号災害について：延岡市から宮崎県に送信された全文書及び延岡市が宮崎県から受信した全文書」については、処分庁の主張のとおり、開示対象となる文書が大量になることが予想されたため、審査請求人と電話連絡にて行政文書を特定したこと自体に、なんら不当な点はない。

なお、条例第2条第2号において、開示対象となる行政文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものと規定されており、その中でも一般に入手することができる文書等は除外されるなど、処分庁が取り扱う全文書が開示対象となる行政文書に当たるわけではない。また、条例第4条第1項第2号において、開示請求者は、開示請求書に開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載しなければならない、同条第2項において、処分庁は、開示請求者に補正を求める場合、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定されていることから、行政文書を特定することは情報公開制度上、必要不可欠なものである。

(2) 審査庁の調査の結果について、「罹災証明書の交付状況の日報、日毎の被害種類別交付数の変化がわかる文書、表」に該当する「令和4年台風14号に係る住家に被害認定調査・罹災証明書交付等に関する状況（宮崎県）」の令和4年11月11日時点の表が開示されていなかった点については、令和4年10月24日時点の表が2部開示されていたことから、11月11日時点の表と誤って開示したことが推察される。これは、単なる開示もれであって、速やかに請求人に開示すれば足りるのであって、本件処分が不当なものとはいえない。

次に、開示対象となる可能性のある文書が複数確認できた点については、処分庁は「途中段階の報告文書については、最新の文書を開示している」、「審査請求人との電話により特定した開示対象文書の範囲に該当しないとして開示しなかった」という合理的な理由を示しており、また、審査請求人において他に望む文書がある場合は、開示する方向で検討する旨を審査請求人に伝えている点からしても、本件処分は、審査請求人にとって不当なものとはいえない。

### 3 総括

1及び2により、処分庁が意図的に行政文書を過少開示した事実はなく、本件処分に違法性及び不当性は認められない。なお、処分庁にあっては開示していない開示対象文書がある場合は、速やかに開示する方向で検討するとともに、審査請求人にとっては、開示を望む文書があるのであれば、新たに条例第4条第1項に基づく開示請求の手続を行えば足りるのであって、本件処分を取り消した上で、再度開示されていない文書を全て開示する決定を行うことは合理的であるとは認められない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 経過

令和5年2月2日	審査請求人は、処分庁に対し、本件開示請求をした。
令和5年2月16日	処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。
令和5年5月12日	審査請求人は、延岡市長（審査庁）（以下「審査庁」という。）に対し、本件審査請求を行った。
令和5年6月8日	処分庁は、弁明書を作成した。
令和5年6月23日	審査請求人は、審査庁に対し、反論書を提出した。
令和5年7月10日	審査会は、審査庁からの本件審査請求に係る諮問を受けて審議した。
令和5年7月26日	審査会は、本件審査請求を審議し、審査庁に対し、本件審査請求について答申する。

## 第8 付言

処分庁は、行政文書の特定について、開示請求者が開示を望む行政文書に過不足なく開示することが求められ、条例第4条第2項においても「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」と規定されているところ、本件処分においては、電話のみにより開示対象文書の特定を行ったことで審査請求者との間に開示対象となる文書の認識に齟齬が発生している。また、恣意的に行政文書を過少開示していないことを客観的に確認できるようにするためにも、今後は、補正書を提出させ、又は補正の記録を残すよう努めることを求める。

併せて、今回の審査庁の調査により開示もれが判明した「令和4年台風14号に係る住家の被害認定調査・罹災証明書交付等に関する状況（宮崎県）」の令和4年11月11日時点の表については、処分庁は、速やかに審査請求人に開示すること。また、開示対象となる可能性のある文書については、処分庁は、審査請求人と協議し、本件処分に係る開示対象文書として特定できるものは開示することとし、当該開示対象文書として特定できないものは、審査請求人は新たに開示請求の手続を行うこと。

以上

延岡市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐々木 逸夫  
委 員 前田 和彦  
委 員 山口 和代  
委 員 堀野 信子  
委 員 松本 明三